

奈良市公報

第 294 号

平成25年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○予防接種の実施の一部改正	1
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	1
○一般競争入札の実施（2件）	2
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	3
○一般競争入札の実施（4件）	4
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	6
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	6
○放置自転車等の保管	7
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	7
○放置自転車等の保管	8
○住居番号の変更	8
○住居番号の設定	8
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	8
○開発行為に関する工事の完了	8
○徴収事務の委託	9
○奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示	9
○住居番号の変更	13
○放置自転車等の保管（2件）	13
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	14
○奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱の一部を改正する告示	15
○開発行為に関する工事の完了（2件）	15
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）	15
○放置自転車等の保管	16
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	16
○平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	17
○徴収事務の委託	17
○農業集落排水処理事業の供用開始	17

- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....17
- 生活保護法の規定による医療機関の指定.....17
- 放置自転車等の処分.....18

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....18

消 防

- 消防法第12条第2項の規定による命令.....18

教 育 委 員 会

- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....18

選 举 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....19
- 公職選挙法に規定する本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表.....19

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集.....21

告 示

奈良市告示第377号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年6月1日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

（平成25年6月1日掲示済）

奈良市告示第378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105959	奈良市宝来四丁目4番12号	デイサービス八重桜 宝来	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社 八重桜	平成25年6月1日
2970105942	奈良市菅原町298-1	ライフアートコミュニティ 佐保の里 菅原デイサービスセンター	奈良市佐保台二丁目902番地の241	株式会社 ライフアート コミュニティ	平成25年6月1日

2970105934	奈良市東九条町640番地1	福祉相談サービスセンター・青い鳥	奈良市西木辻町91番地4号	特定非営利活動法人 アメニティ・ライフサポート・アシスト	平成25年6月1日
------------	---------------	------------------	---------------	------------------------------	-----------

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第379号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

近鉄大和西大寺駅南土地区画整理事業整備工事（その1）ほか23件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

（1）平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

（2）本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

（3）工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

（4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（5）本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（6）当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2者又は3者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

（1）平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

（2）本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。

（3）当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

（ア）一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

（ウ）入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

（ア）一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

（ウ）入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

（4）構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

（5）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（6）本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所**（1）日時**

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第380号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

西大寺北幼稚園耐震補強設計業務委託（業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (入札参加者に必要な資格)</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。</p> <p>(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）</p> <p>ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者</p> <p>イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者</p>	<p>屋内運動場改修工事一式 その他營繕工事一式 武道場新築工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式</p> <p>(5) 予定価格 169,460千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 調査基準モデル型算出価格 146,607千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>2者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。</p> <p>ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）</p> <p>(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）</p> <p>(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 技術提案書の提出</p> <p>入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。</p> <p>ア 施工計画について</p> <p>イ 企業の施工能力等について</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成25年6月3日から平成25年7月24日まで（奈良</p>
<p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所</p> <p>奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）</p>	<p>以下省略</p>

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第381号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 旧大柳生小学校中学校施設整備工事
- (2) 工事場所 奈良市大柳生町832番地
- (3) 工期 契約の日から平成26年3月14日まで
- (4) 工事概要 校舎改修工事一式 運動場改修工事一式

市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年7月25日 午前9時30分

以下省略

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第382号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 あやめ池小学校校舎改築に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市あやめ池南九丁目939番地の39
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年1月31日までとする。
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式 延べ床面積 約1,800m²
- (5) 予定価格 21,882千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 16,776千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者(新規を除く。)
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 平成15年度以降(過去10年間)において、学校教育法に定める学校施設の延べ床面積1,800m²以上の新築設計業務、増築設計業務(増築部分が延べ床面積1,800m²以上)又は改築設計業務(改築部分が延べ床面積1,800m²以上)の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技

術者

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年6月3日から平成25年7月9日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年7月10日 午後1時30分

以下省略

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第383号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 飛鳥小学校校舎改築に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市紀寺町785番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年1月31日までとする。
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式 延べ床面積 約700m²
- (5) 予定価格 12,827千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 9,834千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者(新規を除く。)
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 平成15年度以降(過去10年間)において、学校教育法に定める学校施設の延べ床面積700m²以上の新築設計業務、増築設計業務(増築部分が延べ床面積700m²以上)又は改築設計業務(改築部分が延べ床面積700m²以上)の元請として履行した実績を有する者であること。

<p>m²以上) の元請として履行した実績を有する者であること。</p> <p>(4) 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)</p> <p>ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者 イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成25年6月3日から平成25年7月9日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成25年7月10日 午後4時00分</p> <p>以下省略</p>	<p>(2) 平成20年度以降(過去5年間)において、デジタル防災行政無線の基本設計又は実施設計の元請として履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 電波伝搬調査に使用する実験局(260MHz帯デジタルT DMA方式)は、総務大臣の免許を受けたもので、本仕様書の調査が実施可能であること。</p> <p>(4) 実験局の免許人は、無線機の製造会社、その関連会社等でなく、また、デジタル波用実験機は、受注者の所有するものであること。</p> <p>(5) 電波伝送調査の実施にあたって、第1級陸上特殊無線技士又は同等以上の資格を有する者を配置できること。</p> <p>(6) 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係のある次の技術者(電気電子部門)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)</p> <p>ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者 イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者</p> <p>(7) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定による登録で(電気電子部門)の登録を受けている者であること。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成25年6月3日から平成25年7月9日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成25年7月10日 午前9時30分</p> <p>以下省略</p>
<p>奈良市告示第384号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年6月3日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 奈良市防災行政無線(デジタル移動系) 整備に伴う設計業務委託</p> <p>(2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号ほか</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成26年3月20日までとする。</p> <p>(4) 業務概要 調査業務委託一式 設計業務委託一式</p> <p>(5) 予定価格 6,665千円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>(6) 最低制限基準価格 5,110千円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次の条件に定める基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、土木関係建設コンサルタント業務(電気電子部門)に登録されている者(新規を除く。)</p>	<p>奈良市告示第385号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年6月3日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 明治小学校校舎改築に伴う建築設計業務委託</p>

奈良市公報

第294号

平成25年7月1日
(月曜日)

- (2) 業務場所 奈良市北永井町414番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年1月31日までとする。
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式 延べ床面積 約2,300m²
- (5) 予定価格 24,963千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 19,138千円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次の条件に定める基準を全て満たすこと。
- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）の登録をしている者（新規を除く。）
 - (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - (3) 平成15年度以降（過去10年間）において、学校教育法に定める学校施設の延べ床面積2,300m²以上の新築設計業務、増築設計業務（増築部分が延べ床面積2,300m²以上）又は改築設計業務（改築部分が延べ床面積2,300m²以上）の元請として履行した実績を有する者であること。
 - (4) 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
あやめ池南幹線-494	奈良市学園南二丁目963-117	奈良市学園南一丁目963-260
あやめ池南幹線-495	奈良市学園南三丁目963-1	奈良市学園南二丁目963-275
大森幹線-74	奈良市大森西町3街区-6	奈良市大森西町4街区-1
大森幹線-75	奈良市大森西町4街区-3	奈良市大森西町4街区-17
都跡幹線-339	奈良市法華寺町393-1	奈良市法華寺町396-2
大安寺第2幹線-56	奈良市大安寺七丁目22街区-20	奈良市大安寺七丁目22街区-22
平城第3幹線-7	奈良市朱雀四丁目15	奈良市朱雀四丁目3-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市朱雀三丁目13-1 平城浄化センター
(平成25年6月3日掲示済)

- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年6月3日から平成25年7月9日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

- 奈良市役所 入札室
平成25年7月10日 午前9時45分

以下省略

（平成25年6月3日掲示済）

奈良市告示第386号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年6月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年6月3日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年6月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園南二丁目、学園南三丁目、大森西町、法華寺町、大安寺七丁目及び朱雀四丁目の各一部

奈良市告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成25年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101985	株式会社福丸	619-0214	京都府木津川市木津殿城90-6	介護相談センター福丸	631-0806	奈良県奈良市朱雀六丁目1-14 コンフォート朱雀Ⅱ3-A	居宅介護 重度訪問介護
2910101993	有限会社キヨウワ	619-0216	京都府木津川市州見台8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8424	奈良県奈良市古市町2039番地	生活介護 短期入所
2920100225	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市袖ノ川町50-1	南紀寺ホーム	630-8303	奈良県奈良市南紀寺町四丁目133番地6	共同生活介護

2 指定年月日 平成25年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101894	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号 ジョイハウスA棟102号	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号 ジョイハウスA棟102号	行動援護
2910102025	株式会社ユニオンノック	630-8003	奈良県奈良市佐紀町3106	介護サービスセンター佐紀	630-8003	奈良県奈良市佐紀町3106	居宅介護 重度訪問介護
2910102017	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	ショートステイあかり	630-8453	奈良県奈良市西九条町三丁目7番27号	短期入所
2910102009	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	ショートステイひなた	630-8453	奈良県奈良市西九条町三丁目9番4号	短期入所
2910102033	株式会社KIZUNA	630-8144	奈良県奈良市東九条町185 シャンポール山添105	ケアステーションことの	630-8144	奈良県奈良市東九条町185 シャンポール山添105	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910102041	合同会社来夢グリーン	630-8244	奈良県奈良市三条町593番地の53	就労移行支援事業所来夢green	630-8233	奈良県奈良市小川町12扇ビル2F・3F・4F	就労移行支援 (一般型)
2910101951	特定非営利活動法人奈良県社会就労事業振興センター	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目11番16号 圭真ビル102	office K	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目11番16号 圭真ビル102・103	就労継続支援 (B型)

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第388号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月3日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年6月3日掲示済)

奈良市告示第389号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年6月4日

奈良市公報

平成25年7月1日
(月曜日)

第294号

奈良市長 仲川元庸																																									
1 変更があった事項及びその内容			奈良市告示第391号																																						
変更事項	変更前	変更後	奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項第3号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。																																						
代表者の氏名及び住所	筒井 康悦 奈良市藤原町217番地		西田 勝彦 奈良市藤原町40番地の2																																						
2 変更の年月日 平成24年1月15日 (平成25年6月4日掲示済)			平成25年6月5日																																						
奈良市告示第390号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成25年6月4日 奈良市長 仲川元庸			奈良市長 仲川元庸 次のとおり省略 (平成25年6月5日掲示済)																																						
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。			奈良市告示第392号 奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。 平成25年6月5日 奈良市長 仲川元庸 次のとおり省略 (平成25年6月5日掲示済)																																						
2 移動年月日 平成25年6月4日			奈良市告示第393号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。 平成25年6月5日 奈良市長 仲川元庸																																						
3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成25年6月4日掲示済)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定介護機関</th> <th rowspan="2">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">開設者</td></tr> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>デイサービス八重桜 宝来</td> <td>奈良県奈良市宝来四丁目4番12号</td> <td>居宅 通所介護 介護予防 通所介護</td> <td>平成25年6月1日 平成25年6月1日</td></tr> <tr> <td>株式会社 八重桜</td> <td>奈良県奈良市法蓮町410番地の2</td> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>デイサービス 友舞山陵</td> <td>奈良県奈良市山陵町975番地の1</td> <td>居宅 通所介護 介護予防 通所介護</td> <td>平成25年4月1日 平成25年4月1日</td></tr> <tr> <td>有限会社 友舞</td> <td>奈良県奈良市左京三丁目18番地の20</td> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>ダスキンヘルスレント奈良ステーション</td> <td>奈良県奈良市古市町745番地</td> <td>居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与</td> <td>平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日</td></tr> <tr> <td>丸長商事株式会社</td> <td>和歌山県海南市大野中701-1</td> <td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>				指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	所在地	開設者				名称	主たる事務所の所在地			デイサービス八重桜 宝来	奈良県奈良市宝来四丁目4番12号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年6月1日 平成25年6月1日	株式会社 八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2			デイサービス 友舞山陵	奈良県奈良市山陵町975番地の1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年4月1日 平成25年4月1日	有限会社 友舞	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20			ダスキンヘルスレント奈良ステーション	奈良県奈良市古市町745番地	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日	丸長商事株式会社	和歌山県海南市大野中701-1		
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日																																						
名称	所在地																																								
開設者																																									
名称	主たる事務所の所在地																																								
デイサービス八重桜 宝来	奈良県奈良市宝来四丁目4番12号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年6月1日 平成25年6月1日																																						
株式会社 八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2																																								
デイサービス 友舞山陵	奈良県奈良市山陵町975番地の1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年4月1日 平成25年4月1日																																						
有限会社 友舞	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20																																								
ダスキンヘルスレント奈良ステーション	奈良県奈良市古市町745番地	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日 平成25年3月1日																																						
丸長商事株式会社	和歌山県海南市大野中701-1																																								
(平成25年6月5日掲示済)			定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。																																						
奈良市告示第394号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規																																									

平成25年6月6日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年4月16日 奈良市指令都整開 第12A-1002号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年6月6日 第1358号

公共施設 平成25年6月6日 第623号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市柏木町519番28の一部及び519番29

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲川元庸

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市柏木町519番28の一部

(平成25年6月6日掲示済)

奈良市告示第395号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年6月6日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会 福祉協議会 会長 福井重忠	奈良市月ヶ瀬福祉センター 奈良市都祁福祉センター

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(平成25年6月6日掲示済)

奈良市告示第396号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年6月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部
を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年
奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

(第子用)

(1枚目)

年度 事業計画書

幼稚園

保育料等減免措置階層区分			減免額(円)	補助対象経費 a	人員(人) b	補助金申請額(円) a × b
満3歳児	I	1 生活保護世帯		円		
	II	2 市町村民税非課税世帯				
		3 市町村民税所得割非課税世帯				
	III	4 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
	IV	5 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
		6 上記区分以外の世帯				
計						
3歳児	I	1 生活保護世帯		円		
	II	2 市町村民税非課税世帯				
		3 市町村民税所得割非課税世帯				
	III	4 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
	IV	5 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
		6 上記区分以外の世帯				
計						
4歳児	I	1 生活保護世帯		円		
	II	2 市町村民税非課税世帯				
		3 市町村民税所得割非課税世帯				
	III	4 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
	IV	5 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
		6 上記区分以外の世帯				
計						
5歳児	I	1 生活保護世帯		円		
	II	2 市町村民税非課税世帯				
		3 市町村民税所得割非課税世帯				
	III	4 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
	IV	5 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
		6 上記区分以外の世帯				
計						
計	I	1 生活保護世帯		円		
	II	2 市町村民税非課税世帯				
		3 市町村民税所得割非課税世帯				
	III	4 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
	IV	5 市町村民税所得割課税額 円以下の世帯				
		6 上記区分以外の世帯				
計						

(2枚目)

幼稚園

年度 事業計画書 (対象率調)

a 奈良市内在園 児総数(人) (5／1現在)	b 保育料等減免措置対象児童(人)						b/a 対象率(%)	
	I			II				
	1	2	3	4	5	6		
生活保護 市町村民 税非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民 税所得割 非課税	計	
満3歳児								
3歳児								
4歳児								
5歳児								
計								

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年度 保育料等減免措置に関する調書

年 月 日 作成

①在園児の氏名 男・女 満3・3・4・5歳児クラス	②在園幼稚園名	③
④ 同一世帯から()人目の就園児	入園年月日 年 月 日	私立

⑤幼児の属する世帯の状況(月日現在)

フリガナ 氏名	生年月日 (満年令)	性別	職業又は 学校・学年等	市民税課税額等		
		[続柄]		均等割額	所得割額	住宅借入税額控除
	年 月 日 (歳) [幼児本人]					
	年 月 日 (歳) []					
	年 月 日 (歳) []					
	年 月 日 (歳) []					
	年 月 日 (歳) []					
	年 月 日 (歳) []					
	年 月 日 (歳) []					

(承諾条件) *世帯全員の 年度市民税の課税内容等を調査確認されることについて承諾します。

年 月 日 上記承諾条件を承諾した上で、幼稚園就園奨励費の申請をします。

⑥ 在園児の 保護者の住所・氏名	現 住 所		氏 名	印
⑦ 年1月1日現在の住所				

上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明いたします。

年 月 日

(宛先)
奈良市長幼稚園名
園長名

印

備考: ⑤「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

保育料等減免措置明細書

幼稚園

保育料等減免措置階層区分			a 補助対象経費(円)	b 補助対象人員(人)	c 補助金申請額 a × b(円)	d 補助金交付決定額(円)	e cとdの内低い方の額(円)	不要額 d - e(円)
I	1	生活保護世帯						
II	2	市町村民税非課税世帯						
	3	市町村民税所得割非課税世帯						
III	4	市町村民税所得割課税額 円以下						
IV	5	市町村民税所得割課税額 円以下						
	6	上記区分以外の世帯						
計								

(注) 補助金対象金額(減免)別に記入すること。

附 則

この告示は、平成25年6月7日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成25年6月7日掲示済)

奈良市告示第397号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年6月7日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年6月7日掲示済)

奈良市告示第398号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月7日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年6月7日掲示済)

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年6月10日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年6月10日掲示済)

奈良市告示第400号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業名
奈良市共通基盤・総合税システム導入事業
 - (2) 目的
本事業は、平成24年5月に策定した「奈良市情報システム最適化計画」に基づき、共通基盤及び総合税システムの導入・運用を行い、高い費用対効果と事業継続性を備えた情報システムとすることを目的とする。
 - (3) 事業内容
 - ① 奈良市共通基盤・総合税システムの構築及び運用
 - ② ハードウェア・ソフトウェア等の調達
 - ③ データ移行業務
 - ④ 操作・運用マニュアル等の作成・研修
 - ⑤ システムの保守
 - (4) 契約期間
契約締結の日から平成36年12月末日（予定）まで
 - (5) 予定価格
2,470,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
 - (6) 仕様
詳細については、入札参加表明書提出時に提供する

「入札仕様書」とおり。

- (7) 実施場所
奈良市総合政策部情報政策課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）その他本市が指定する場所。
- (8) 入札時実施スケジュール

平成25年6月14日（金）参加表明書提出締切
平成25年6月18日（火）入札説明会
平成25年6月21日（金）質問書受付締切
平成25年6月28日（金）質問回答
平成25年7月2日（火）参加申請書提出締切
平成25年7月5日（金）参加申請時審査結果通知
平成25年7月17日（水）提案書提出締切
平成25年8月5日（月）又は6日（火）デモンストレーション
平成25年8月7日（水）プレゼンテーション並びに入札書開札
平成25年8月中旬（予定）最終審査結果通知
- 2 入札参加資格
本入札に参加できる者は、以下のすべての条件を満たす単体企業又は、共同事業体とする。必要に応じ、本市から証明書等の確認資料の提出を要求することができる。
 - (1) 平成25年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公示日において、入札参加希望種目（第1～第3希望）のうちいずれかの業種が「(Q) 貸貸・リース」あるいは「(S) 電算」として登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 過去5年間に、人口30万人以上の地方公共団体に対して、本事業と同等の作業遂行実績があること。
 - (7) 入札告示日において、プライバシーマーク又はISMと同等の認証を取得していること。
 - (8) 本事業を推進するために十分な体制を確保すること。
- 3 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。
- 4 入札参加表明

平成25年6月14日(金)午後5時までに入札参加表明書を奈良市総合政策部情報政策課へ持参すること。提出時に本入札の仕様書を提供する。

5 入札の無効

- 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- (1) 入札書に記名・押印を欠く入札
 - (2) 金額を訂正した入札又は金額の不鮮明な入札
 - (3) 誤字、脱字などにより必要な事項を確認できない入札
 - (4) 同一事項に対して、2通以上の入札書を提出した入札
 - (5) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められる入札
 - (6) その他、入札に関する条例に違反した入札

6 その他

- (1) 契約手続において、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された資料間で提案内容に不整合があった場合、どちらを正とするかは本市が判断する。

7 問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総合政策部情報政策課情報政策係(奈良市役所中央棟6階)

電話: 0742-34-4722(直通)

FAX: 0742-34-6674

E-Mail: johoseisaku@city.nara.lg.jp

(平成25年6月11日掲示済)

奈良市告示第401号

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年6月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱の一部を改正する告示

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱(平成19年奈良市告示第201号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成25年7月31日を任期に含む委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、同年11月30日までとする。

附 則

この告示は、平成25年6月11日から施行する。

(平成25年6月11日掲示済)

奈良市告示第402号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年8月30日 奈良市指令都整開 第12A-19号
平成25年6月5日 奈良市指令都整開 第12A-19-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年6月13日 第1359号
公共施設 平成25年6月13日 第624号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名平野一丁目1699番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二名三丁目1053番地
松陽ハウジング株式会社 代表取締役 松田末作

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二名平野一丁目1699番1の一部
(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第403号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年10月12日 奈良市指令都整開 第12A-23号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年6月13日 第1360号
公共施設 平成25年6月13日 第625号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東登美ヶ丘六丁目1876番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区東野田町二丁目9番7号
国土建設株式会社 代表取締役 井上敬雄

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市東登美ヶ丘六丁目1876番1の一部

(2) 下水道

奈良市東登美ヶ丘六丁目1876番1の一部

(3) 調整池

奈良市東登美ヶ丘六丁目1876番1の一部

(4) 公園

奈良市東登美ヶ丘六丁目1876番1の一部

(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項

奈良市公報

平成25年7月1日
(月曜日)

第294号

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年7月1日 平成24年7月1日
シンバシ薬局 奈良富雄店	奈良県奈良市富雄北一丁目1-4岡ハイツ101号		
株式会社谷口薬品	大阪府門真市新橋町3-3-101		

(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年6月1日 平成25年6月1日
ライフアートコミュニティ 佐保の里 菅原デイサービスセンター	奈良県奈良市菅原町298-1		
株式会社 ライフアートコ ミュニティ	奈良県奈良市佐保台二丁目902番地の241		

(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第406号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年6月13日掲示済)

示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市京終地方西側町7番地	奈良市西木辻町261番地の1
代表者の氏名及び住所	木下俊一 奈良市京終地方西側町7番地	永井正男 奈良市西木辻町261番地の1

変更の年月日 平成23年3月23日

2回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西木辻町261番地の1	奈良市京終地方西側町1番地
代表者の氏名及び住所	永井正男 奈良市西木辻町261番地の1	徳田裕英 奈良市京終地方西側町1番地

奈良市告示第407号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により綿町・京終地方東側町・西側町自治会から告

変更の年月日 平成23年6月4日

3回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市京終地方西側町1番地	奈良市西木辻町261番地の1
代表者の氏名及び住所	徳田 裕英 奈良市京終地方西側町1番地	永井 正男 奈良市西木辻町261番地の1

変更の年月日 平成24年6月2日

(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第408号

平成25年度固定資産税・都市計画税納稅通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 この納稅通知書の発送年月日

平成25年4月12日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 第1期 平成25年4月30日

変更後 第1期 平成25年7月1日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成25年6月13日掲示済)

奈良市告示第409号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徵収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徵収事務

受託者	徵収事務
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 斎藤正俊	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料
大阪市北区梅田1-11-4-2200 株式会社 エヌジェシー営業本部大阪支社 常務取締役営業本部長 古賀茂	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

2 委託の期間

委託の期間	徵収事務
平成25年6月1日から 平成26年3月31日まで	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料
平成25年6月1日から 平成28年5月31日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

(平成25年6月14日掲示済)

奈良市告示第410号

東部第2地区農業集落排水事業の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。なお、関係図書は、平成25年6月14日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

平成25年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 供用を開始する年月日

平成25年7月1日

2 汚水を排除し、処理する区域

奈良市丹生町の一部

(平成25年6月14日掲示済)

奈良市告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年6月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
しきさんメンタルクリニック学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13番10号	平成25年4月30日
中野司朗レディースクリニック	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル202号	平成25年4月30日
山尾歯科診療所	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号	平成25年4月30日
いちろう歯科クリニック	奈良県奈良市西九条町三丁目4-13	平成25年4月30日
薬局セブンファーマシー右京店	奈良県奈良市右京四丁目12-3	平成25年4月30日

(平成25年6月14日掲示済)

奈良市告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定に

より告示します。

平成25年6月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団ハートランドしきさんメンタルクリニック学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13番10号	平成25年5月1日
中野司朗レディースクリニック	奈良県奈良市北登美ヶ丘五丁目2番1号	平成25年5月1日
医療法人山雅会山尾歯科診療所	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号	平成25年5月1日
医療法人社団一正会いちろう歯科クリニック	奈良県奈良市西九条町三丁目4番13号	平成25年5月1日

(平成25年6月14日掲示済)

奈良市告示第413号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成25年6月28日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年12月4日、同月6日、同月7日、同月11日、同月14日、同月16日、同月17日、同月20日及び同月21日

(平成25年6月14日掲示済)

公 営 企 業**奈良市水道局告示第16号**

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年6月7日

奈良市水道事業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
亀澤建設	代表者 亀澤 素明	奈良市月ヶ瀬尾山23-5	平成25年6月4日

(平成25年6月7日掲示済)

消 防**奈良市消防局告示第2号**

消防法（昭和23年法律第186号）第12条第2項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成25年6月7日

奈良市消防局長 徳岡泰博

対象物所在地 奈良市南肘塚町252番地

対象物名称 吉田商会

命令を受けたもの 吉田勝次 吉田哲也

命令事項

- 排水小溝が破損しているので平成25年8月7日までに改修すること。
- 防火扉の破損（リフト室北側 西側 コンプレッサー室西側 南西側シャッター）及び高さ不足（北東側）があるため平成25年8月7日までに改修すること。
- コンプレッサー室の出入口には平成25年8月7日までに防火戸を設けること。
- 地盤面が亀裂しているので、危険物が浸透しないよう平成25年8月7日までに改修すること。
- 油庫内に換気設備を平成25年8月7日までに設置すること。
- 北側地下貯蔵タンクの通気管が破損しているので、平成25年8月7日までに改修すること。
- 南側地下貯蔵タンクの注入口付近には、静電気を有効に除去するための接地電極を平成25年8月7日までに設けること。
- 漏洩検知管が開閉不能となっているので、容易に開閉できるように平成25年8月7日までに改修すること。
- 油分離装置に堆積している土砂は除去し、適正な機能を有するように平成25年8月7日までに改修すること。
- 給油ホースは亀裂しているので平成25年8月7日までに改修すること。
- 地下貯蔵タンク（10Kℓ中仕切5:5）が腐食のおそれがあるため、平成25年8月7日までに内面コーティング又は電気防食の措置を講じること。

(平成25年6月7日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年6月1日

<p>奈良市教育委員会 委員長 杉江雅彦</p> <p>奈良市教育委員会規則第11号</p> <p>奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則</p> <p>奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例（平成25年奈良市条例第13号）の施行期日について、田原バンビーホーム及び興東バンビーホームに係る部分については、平成25年6月1日とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成25年6月1日掲示済)</p>	<p>の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">平成25年6月2日</p> <p>奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保武志</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">50分の1の数</td> <td style="width: 50%;">6,009人</td> </tr> <tr> <td>6分の1の数</td> <td>50,068人</td> </tr> <tr> <td>3分の1の数</td> <td>100,136人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(平成25年6月2日掲示済)</p>	50分の1の数	6,009人	6分の1の数	50,068人	3分の1の数	100,136人
50分の1の数	6,009人						
6分の1の数	50,068人						
3分の1の数	100,136人						

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第13号

平成25年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成24年4月12日	東京都港区六本木六丁目9-1 株式会社 テレビ朝日 代表取締役社長 早河 洋	政治・選挙に関するANN世論調査の対象者抽出	第2投票区、第9投票区、第48投票区及び第59投票区の選挙人195人
平成24年5月17日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	あやめ池南二丁目及びあやめ池南三丁目の選挙人43人、あやめ池南四丁目及びあやめ池南六丁目の選挙人43人並びに二名三丁目の選挙人43人
平成24年5月22日	奈良市法華寺町141-1 読売新聞奈良支局長 滝北 岳	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者抽出	第17投票区及び第62投票区の選挙人68人
平成24年6月13日	東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞東京本社 世論調査部長 中西 豊樹 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 谷口 将紀	政治や選挙に関する世論調査の調査対象者の抽出	第7投票区、第13投票区、第50投票区、第68投票区及び第72投票区の選挙人30人
平成24年9月18日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 社長 石川 聰	日本世論調査会の政治・選挙に関する面接世論調査の対象者抽出	第27投票区、第33投票区、第35投票区、第60投票区、第77投票区及び第81投票区の選挙人各12人
平成24年9月20日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「時事世論調査」の対象者抽出	登美ヶ丘三丁目から登美ヶ丘六丁目までの選挙人各18人並びに東登美ヶ丘一丁目及び東登美ヶ丘二丁目の選挙人各18人

平成24年9月25日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査の 調査対象者の抽出	第14投票区、第23投票区及び 第80投票区の選挙人18人
平成24年10月3日 及び9日	西本 守直	後援会名簿の作成	五条畠一丁目及び五条畠二丁 目、五条西一丁目及び五条西 二丁目、赤膚町、六条緑町一 丁目から六条緑町三丁目まで 並びに青垣台一丁目から青垣 台三丁目までの選挙人全件
平成24年10月24日	吉村 治正	「仕事の安定と生活の安心感に ついての社会調査」の調査対象 者抽出	第7投票区、第10投票区、第 12投票区、第21投票区、第22 投票区、第24投票区、第25投 票区、第27投票区、第29投票 区、第64投票区、第66投票区、 第67投票区、第72投票区、第 74投票区、第75及び第76投票 区の選挙人200人
平成24年11月8日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「全国世論調査」の対象者抽出	第19投票区の選挙人6人
平成25年1月15日、 16日、17日、21日、 23日、24日、29日、 30日及び31日	池田 慎久	後援会及び支援者の確認	市内全域の選挙人21,765件
平成25年2月1日、 4日、5日、6日、 14日、15日及び18 日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に対する 要望の聞き取り	東紀寺町一丁目から東紀寺町 三丁目まで、高畠町、白毫寺 町、紀寺町、西紀寺町、中辻 町、十輪院町、十輪院畠町、 福智院町、川之上町、川之上 突抜町、薬師堂町、築地之内 町、肘塚町、芝突抜町、公納 堂町、毘沙門町及び納院町の 選挙人全件
平成25年2月20日	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第46回衆議院議員総選挙に関する 意識調査の調査対象者名簿作 成	法華寺町の選挙人18人
平成25年2月21日、 22日、25日、26日、 27日及び28日	西本 守直	後援会名簿の作成	佐紀町、二条町一丁目から二 条町三丁目まで、尼辻北町、 尼辻中町、尼辻南町、尼辻町、 尼辻西町、柏木町、五条一丁 目から五条三丁目まで、平松 一丁目から平松五丁目まで、 宝来一丁目から宝来五丁目ま で、六条緑町一丁目、六条西 一丁目から六条西三丁目まで、 六条西六丁目、大倭町、菅野 台及び藤ノ木台一丁目から藤 ノ木台四丁目までの選挙人全 件

平成25年3月6日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「時事世論調査」の対象者抽出	西千代ヶ丘一丁目から西千代ヶ丘三丁目までの選挙人各18人及び千代ヶ丘一丁目から千代ヶ丘三丁目までの選挙人各18人
平成25年3月7日、 14日及び21日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	大安寺一丁目から大安寺七丁目まで、東九条町及び八条町の選挙人全件

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧

該当なし

(平成25年6月2日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成25年6月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年6月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田善至

1 日時

平成25年6月14日（金）午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（5月専決処理分）
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について（5月専決処理分）
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (8) 知事許可について（5月許可分）

(平成25年6月7日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。